

# 会報 JAMT

JAPANESE ASSOCIATION OF MEDICAL TECHNOLOGISTS

発行所  
 財団法人日本臨床衛生検査技師会  
 発行責任者 小崎繁昭  
 編集責任者 瀧池正次、小澤正剛、下田勝二、  
 山城光俊、及川雅寛、谷口薫、  
 高田敦也  
 〒143-0016 東京都大田区大森北4丁目10番7号  
 TEL (03) 3768-4722 FAX (03) 3768-6722  
 ホームページ <http://www.jamt.or.jp>

## 平成20年度第1回定期総会〈続報〉

前号に続き、総会における質疑応答掲載します。

### 〈質疑応答〉

★ 大阪府 今井宣子

#### 〈要望〉

○ 先般、発行された記念誌（会史）にミスプリントがありました。迅速な対応をして頂きましたが、記念誌はメモリアル的なものであり、永久保存版として会員から期待されているものであります。次回は、こういうことのないようなチェックシステムを構築していただきたい。

#### 【回答：小崎】

○ 会員ならびに大阪府技師会の会員の方々には、大変不愉快な思いさせて大変申し訳ありませんでした。謝って謝りきれないことで、訂正文、訂正した内容については各都道府県、また配布した方々に送るように指示しましたので、是非また色々な点でご指導頂ければと思います。本当に申し訳ありませんでした。

★ 愛知県 松本祐之

#### 〈要望〉

○ 昨年度から実施されているデータ標準化事業について、3年を目途としていますが、是非3年目以降においても引き続き、日臨技の事業として実施していただきたい。

(理由) データ標準化は3年で完結する事業とは思いません。日臨技の精度管理調査と同様に継続が必要な事業だと思います。また、現在は臨床化学、免疫血清、血液に限って事業を行っていますが、愛知県では標準化事業として全研究班を対象として実施しており、微生物検査研究班、遺伝子・染色体検査研究班、病理検査研究班などではガイドライン、手順書の作成を検討中です。日臨技においても、是非3年以降においても引き続きデータ標準化事業の推進を要望いたします。

○ データ標準化事業において、データ集計作業はシノテスト社の協力によりQCリンクスのシステムを用いて解析を行っておりますが、日臨技独自の全国共通

でリアルタイムに解析可能な解析ソフトの開発ならびにその維持の予算化をお願いいたします。

(理由) データ標準化事業が3年以降継続されるか、予定通り3年で一旦終了するかは別として、各都道府県においては、基幹施設と一般施設のデータの互換性をチェックしていく必要があります。その際に一番問題となるのは、サーベイ結果の集計作業に膨大な労力と時間がかかり、年間事業における集計作業の占める割合が非常に大きいことです。

日臨技独自のリアルタイムに解析可能な解析ソフトが作製されることにより、各都道府県では集計作業に時間をとられることがなくなり、集計結果から乖離施設に対してのアドバイスを事業の主業務として移行できます。

リアルタイムに集計可能なソフトであれば小さな施設で日常の X-R 管理図もしっかり作成できない施設では本システムがその代用となり、その結果を基幹施設が管理することも可能と思います。また、全国共通のソフトを利用することにより、県単独ではなく各都道府県の連携も可能となります。解析ソフトの内容については愛知県からも検査値標準化WGに提案したいと考えておりますので、是非ともソフト開発ならびにソフトの継続維持・メンテナンスの予算化をお願いします。

#### 【回答：小崎】

○ 承りますが、この事業は大事な事業であるとともに、人と時間、お金がかかります。これを継続していけるか、体力を含めて検討して参りたいと思います。JCCLSの理事長と会って、とりあえず3年間をみて次の検討をしましょう。今のように、全項目を行わなくても、あるいはポイントポイントでやれば良い方法もあるのではないかという話も伺っていますので、少し検討させてください。

次ページへ続く・・・

P01:平成20年度第1回定期総会〈質疑応答〉-1  
 P02:同-2、平成20年度精度管理調査参加施設  
 P03:第46回大韓臨床病理士協会学術集会・臨検小話〈5〉  
 P04:「臨床検査科」標榜

P05:ひとくち英会話・第3回 AAMLS 学会  
 P06:ズバリ直球勝負〈一問一答〉-1・  
 P07:ズバリ直球勝負〈一問一答〉-2・お知らせ〈日本医師会〉  
 P08:医療の質・安全学会・編集室

## ★ 三重県 小林圭二

## 《質問》

- 日臨技役員有給制についての諮問が答申されたが、その結論はどうなったのかご紹介して頂きたい。会長を三重県に招聘した折、講演料も辞退される現状に再考願いたい。

## 【回答：小崎】

- 答申を頂いた時は、予算を終えていました。理事会、皆様のご意見をもらって、今後決めていきたいと思えます。

## ★ 北海道 高野良二

## 《要望》

- 検査業務及び職域の拡大について要望します。検査技師は検査するだけではなく、例えば糖尿病療養士などのセカンドライセンスを取ることで患者に「指導」や「説明」が可能になってきています。そこで、特定健診における保健指導は臨床検査技師でも、健康運動指導士のライセンスをとることで可能です。しかし、臨床検査技師のスキルでは、このセカンドライセンスは不要と考えます。技師会で認定制度や何らかのライセンス、教育によって、臨床検査技師による保健指導が可能であるように法改正に努力して欲しい。理学療法士も入っていませんので、見直しがあるかと思えますので、よろしく願います。

## 【回答：小崎】

- 保健指導という名称で実施しているわけではないので、難しさはありますが、検査データを説明する点ならば可能かと思えます。先日行った医療系の国会議員と私どもの話しで、メタボ健診についても色々問題があるということが分かってきましたので、その中で出来るものがあれば積極的に運動して参りたいと思えます。

## ★ 岐阜県 一柳好江

## 《質問》

- (各種委員会) 女性部会の活動状況を会員に知らせて頂きたい。今後の方針についてもお考えを報告して頂きたい。

## 《要望》

- 少子化社会の中で若い女性が結婚・出産をするなかで不利益を受けないよう日臨技としてバックアップして頂きたい。技師会に入会していない会員を社会参画するバックアップし、会員に入会してくる様な活動が望まれるのではないかと思います。

## 【回答：小崎】

- わかりました。

## ★ 奈良県 山本慶和

## 《質問》

- 臨床検査振興協議会への負担に対して技師会としての基本的方針についてお聞きしたい。
- (特定健診に関わる) 未病システム学会において未病認定指導士を立ち上げる計画があるが、日臨技はどのように考えているか。

## 【回答：小崎】

- 振興協議会には、技師会も部分的に参画はしており、重要な部分として診療報酬と広報に入っております。今後、相手の執行部が交代もしており、これから理事会等で話し合い、対費用効果を見ながら、また当初は徴収したお金の 60%以上が人件費に掛かっているなど問題があり、現状を確認しながら必要ならば協力していくようにしたいと思っています。
- 相手学会からコンタクトがありません。

【高木義弘】

## 平成 20 年度 精度管理調査参加施設

平成 20 年度精度管理調査参加申し込み施設がまとまった。今回は、Web での申込は、1,552 件、F D での申込は 1,932 件で、合計 3,484 件となり、159 施設が増加したこととなる。その内訳は、◎基本項目：3,204 件、◎微生物：1,298 件、◎遺伝子：195 件、◎HbA1c：2,500 件、◎輸血 A：601 件、◎輸血 B：1,494 件、◎病理：1,103 件であった。

今年度は、輸血検査を A、B の 2 コースとした。結果、A コース (血液型判定) に 601 件の申し込みがあり、2 分した目的は達成された感がある。

一方、平成 20 年度の診療報酬改定による「検体検査管理加算」の申請要件に“微生物検査 (グラム染色)”が加わったことによる、問い合わせが多くあった。その中には、県の社会保険事務所からのものも数件含まれていた。社会保険事務所としては、微生物の外部精度管理調査に参加していない施設は申請を許可出来ず、日臨技精度管理調査はその担保は可能かという質問であった。

現在では、臨床検査のほとんどの項目を網羅している外部精度管理調査は日臨技以外には現在では見当たらず、その点では評価できるものと考えられる。来年度に向けては、輸血検査と同様に微生物検査のコース別の検討を開始しており、来年度は更に会員の要望に応えることの出来るものとなることは間違いない。

また、日臨技が行っている“各種認定制度”あるいは“特定健診”などの検査に対応できる調査を充実する必要もあると考えられることから、すでに開始しているデータ標準化事業とのマッチングを検証しつつ、事業推進を図ることとなる。

そのためにも、臨床検査を担う検査室の責任として、また、臨床検査技師の責任としてデータの精度管理に取り組むことが重要であり、それが基本的姿勢であることに間違いはない。



## 第46回 大韓臨床病理士協会総合学術集会 開催される!

＝韓日代表者会議・韓日交流功労者会議＝

日韓協定締結 30 周年記念式典が、平成 20 年 5 月 28 日ホテルニューオータニ札幌で開催され、日韓共同声明が合意された。それに応え韓国側でも 6 月 11 日から 13 日に、忠清南道 徳山面 徳山スパキャッスルホテルにおいて、第 46 回大韓臨床病理士協会総合学術集会が開催された。これには日本代表者団が招待され小崎繁昭会長、才藤純一副会長、今村文章副会長、細萱茂実常務理事、五内川里子常務理事、また、功労者表彰者として元上野一誠副会長が出席した。

交流功労者会からは下杉彰男元会長、山名正夫元副会長、今西昭雄元常務理事が出席した。学術集会での式典において韓日協定締結 30 周年記念式が盛大に行われた。特に小崎会長から宋会長へ記念して作製した富士に桜入りの日韓共同声明文を織り込んだ盾が手渡され、会場から割れんばかりの大きな拍手が起こった。韓日交流に多大な貢献をされた元上野一誠副会長には宋会長から感謝状が送られた。

展示会場の前の広場では 30 周年を記念した、韓国伝統の太鼓芸能が披露され、すばらしい芸能が圧巻であった。韓国会員も感激を隠さなかった。

パネル会場の前では「韓日協定締結三十周年記念」と明記された縦 1 メートル横 3 メートルもあるケーキが披露され、小崎、宋両会長、両国功労者のケーキ入刀が行われた。その後、ケーキは会場の多くの会員に振舞われた。

今回の学術集会の特徴は学生フォーラム（テーマは安全と管理）を取り入れ、約 500 名の学生が集合し活発な討論が行われていた。このような学術集会で大々的に韓日協定締結 30 周年記念式を挙行了ことによって、韓国会員にも日韓の交流が実感でき、この協定の意義と今後の発展に弾みがあった。



韓日協定に基づき「韓日代表者会議」および「韓日交流功労者会議」も開催され、札幌での開催から日が浅いこともあって、特別な議題がなかったが、日本の検査技師としての免許が韓国で生かすことができるかの情報交換が行われた。その後、韓



日交流が更に堅固なものにすることの話し合いに終始した。

【才藤純一】

※ 文中、日本側からは「日韓」、韓国側からは「韓日」と表現する。



# 投稿

## 臨検小話 < =その5= >

新屋博明 (エムティー法務研究会)

### 廃棄物処理法について

#### 1. 厚生省所管から環境省所管へ

厚生省水道環境部長通知（平成 4 年 8 月 13 日付け衛環第 234 号）の別添報告書別紙 2「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（以下、廃棄物処理マニュアル）の改正版が環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「感染性廃棄物の適正処理について」（平成 16 年 3 月 16 日付け環産発第 040316001 号）の別添として出されているので「変だなあ〜」と思っていたら、平成 13 年 1 月の中央省庁再編により廃棄物処理法（表 1 参照）は、厚生省所管から環境省所管になっていたのですね。恥ずかしながら、つい最近まで廃棄物処理法が環境省所管になっていたということを知りませんでした。廃棄物処理マニュアルには「第 3 章：医療関係機関等における感染性廃棄物の管理」や「第 4 章：医療関係機関等の施設内における感染性廃棄物の処理」等が定めてあるので、文章の内容・雰囲気から確認もせずに厚生省所管と思い込んでいたのですが・・・

何事も“勝手な思い込み”は間違いの元ですね。

#### 2. 余談ですが・・・

「不法投棄は論外!」ですが、医療関係者による不法投棄も発覚していますので、廃棄物処理法に基づくマニュアル云々と言う前に公德心 social morals が問われているのかもしれない。

表 1. 廃棄物処理法の題名等

題名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
略称	廃棄物処理法
法律番号	昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号
所管	環境省 (平成 13 年 1 月の中央省庁再編前は厚生省所管)

# 「臨床検査科」標榜なる!



医療法人財団慈生会野村病院 臨床検査科長 椎津 稔



## はじめに

医療法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 36 号）及び医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 13 号）が平成 20 年 2 月 27 日に交付され同年 4 月 1 日施行されました。今回の規制緩和の主旨から、標榜(広告)に対する要件は特にありませんでした。

医療法の職種に「臨床検査技師」が明示されることを永年の望みとして参りましたが、始めの一步...その取り掛かりとしては好機到来! 準備や根回しに 2 ヶ月ほど費やしました。6 月 9 日に院内の「検査科」という表示や案内を一齐に取り外し「臨床検査科」に取り換え、病院正面玄関看板に診療科名として「臨床検査科」を追加し、また病院管理者名欄に、臨床検査科長名として小生（臨床検査技師）も加えていただきました。随分と経費もかかったようです。

標榜については「これだ!」という方法は無いと思います。施設の機能・診療内容・施設事情・立地条件・地域連携等々により標榜への道筋はことなり、病院検査室の存在数だけ方法が存在すると考えます。これら臨床検査科標榜の意義は「日臨技」の解説にお任せすることにします。

## ◇ 施設と検査科の概要

1. **施設概要**...施設概要：診療科目は、内科・外科・整形外科・形成外科・各種専門外来・放射線科・リハビリテーション科。病床数 117、外来数 250 名/日平均、予防医学センター（人間ドック）および訪問看護ステーション等を併設。総職員数 325 名（非常勤を含む）
2. **検査科概要**...検査科スタッフは常勤 11 名+午前中非常勤 2 名で、臨床生理検査 10 万件/年間平均・採血件数 3.8 万件/年間平均。検体検査はブランチ方式で至急検査のみ実施。至急でないものは、同ブランチ会社の親ラボへ外注。検体検査平均件数は 40 万件/年。

## ◇ 院内での臨床検査科標榜許可の背景

施設の建て替えや増改築、職員定員増、大型機器の更新等を繰返しながらも 20 数年経常黒字。検査科は良質に精度保証をしたデータを迅速に提供、これは当たり前のことですが、誇れるのは検査科人件費率（総人件費÷生理検査総収入×100%）が月平均 13%、賞与月平均 35%位です。給与が安いのではなく、一人当たりの稼働効率性が高いということです。また検査科長代理や主任技師も院内各種委員会等の中核や中心として積極的に参加し実績を残してきました。またスタッフの一人一人が検査科の存在意義高揚に努めてきました。こうしたことが医局を始めとした院内での信頼が厚かったこともあると思われまます。

## ◇ 臨床検査科標榜後の責任

ただ旗を揚げただけでは意味がない。一つの診療科なのです。臨床検査に関しては医師とも対等に論議でき、且つ情報提供が出来る技師であることが望まれる....等。

各診療科医長の臨床検査科に対する接し方も少し変化があるような.....気のせいだろうか? いや、もっと良くなれということであろう。いずれ業務内容も多岐に展開できる可能性がある。頑張りどころです。

## ◇ 標榜を施設幹部に要望した説明文

以下は、院内の理事会・評議員会に提出した説明文です。参考になれば.....

## 臨床検査科への科名変更と標榜について

### ◇ はじめに（法改正の経緯）

昭和 32 年の衛生検査技師法制定は検体検査を業とするものであった。その後、昭和 46 年の法改正で臨床検査技師法と名称変更され、検体検査に加え人体を直接検査する「臨床生理検査」も業務範疇とされた。今回、医政発第 0331042 号（平成 20 年 3 月 31 日：厚生労働省医政局長）にて、患者や住民自身が自分の病状等に合った適切な医療機関の選択を行なうことを支援する観点から、医療機関が標榜する広告可能な範囲としての診療科名の改正が行われ、「臨床検査科」についても、新たに広告（標榜）することが可能となった。

### ◇ 検査科の経緯と現状

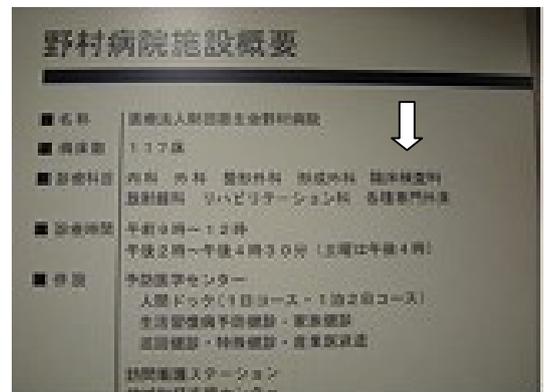
昭和 40 年代後半に生化学検査の自動分析器が開発された時、これをいち早く取り入れて人間ドックに応用し、予防医学センター発展の原動力としてきたが、一方で自動分析器の登場は臨床検査技師に対して、受診者に接することなく専ら機器管理に向かわせる結果をもたらせた。このような現状の中で当科は受診者に直接向き合うこと、即ち「臨床」こそが将来も不変の医療専門職としての本分であることと再認識し、昭和 60 年代に入って臨床検査を重視した運営方針を打ち出し生理機能検査や画像検査に取り組むこととなった。特に日本超音波医学会の認定超音波検査士は、他の医療機関に例を見ないほどの取得者数が誇れるようになった。また患者の安全管理面や予防医学的な認定資格等々を取得し、臨床生理検査のための環境を整えた。

さらに近年のトピック的なものとして、睡眠時無呼吸検査や血圧脈波検査等を新規業務として取り入れ、患者（受診者）の様々な希望などにも迅速に対応できるように努めている。

### ◇ 臨床検査科への科名変更と標榜について

以上のような背景や当科の取り組みの経緯を踏まえて、検査科職員の永年の努力と実績に報いることと、受診者への広報の意味も含めて「検査科」の名称を変更し「臨床検査科」として標榜したい。併せて臨床検査科業務内容や認定資格一覧等を野村病院ホームページなどに載せることも行ないたい。

※ 臨床検査科標榜は、会報 JAMT, 第 57 巻, 第 5 号, 5 頁(平成 20 年 5 月 1 日発行)を参照して下さい。



## ひとくち英会話

## 【採血室での会話-2】

- ❖ Please fill about a third of this cup with urine.  
→ このコップに 1/3 くらい採尿してください。
- ❖ Please collect the urine in the middle of urination.  
→ 中間尿、つまり排尿の中頃の尿をとってください。
- ❖ You have no urine? We can wait for a while.  
→ 尿ができませんか？少し待ってみましょう。
- ❖ You can make urine if you drink enough liquids.  
→ 水分をとると出やすいですよ。
- ❖ We will check urine on the next visit, since you cannot make urinate.  
→ 今日は無理なようですから、この次にしましょう。
- ❖ Please return this sheet to the ○○ clinic and tell them that you could not make urine.  
→ 尿が出なかったことを告げて、○○科に、この伝票をお返してください。
- ❖ This is a priority examination. As soon as we get the results the reception of the ○○ clinic will call you.  
→ 至急の検査になっています。結果が出次第、○○科でお呼びします。
- ❖ For now, please go back to the ○○ clinic.  
→ ○○科に戻ってお待ち下さい。
- ❖ Let me check how long it takes your blood to congeal.  
→ これから血が止まるまでの時間を計ります。
- ❖ Let me prick your ear. It may hurt a little.  
→ 耳に針を刺します。少しチクツとします。
- ❖ When it stops bleeding, please remove the cotton and Band-aid.  
→ 血が止まったら、この脱脂綿と絆創膏はとってくださいね。
- ❖ Now, that's all.  
→ はい、終わりました。

❖ 現場で使用しているとお言葉を多数頂いております。お便り、ありがとうございます。  
【小松京子】

## 第3回 AAMLS学会

国際事業部

2009年7月30日～8月1日、第58回日本医学検査学会に並行して、第3回 AAMLS 学会が横浜で開催されます。

AAMLS (Asia Association of Medical Laboratory Science) は現在 11 カ国 1 地区が加盟しており、当会の小崎繁昭会長が副会長として活躍しております。

AAMLS 学会は、第1回はマレーシア、第2回は上海で行なわれ、横浜開催は第3回目となります。

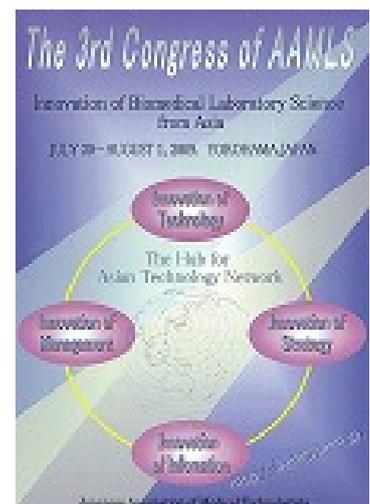
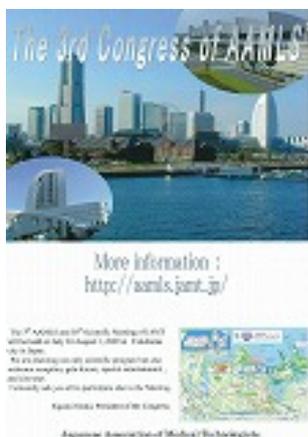
学会長は小崎繁昭会長で、開港 100 周年を迎える横浜を会場として計画しております。横浜は、日本が世界へ発信する基地としては、格好な場所です。

この地において、アジア各国の臨床検査技師の方々の情報交流や社交の場となるよう、学術集会およびイベントを企画中です。

会員の方々の多くの参加とご支援をお願い致します。

詳細は“新着情報”として、随時掲載致しますので

ホームページ<<http://aamls.jamt.jp/>> をご覧下さい。



# ズバリ！直球勝負 品質マネジメントシステム 一問一答

**【Q】**

ISO9001を導入すると、検査室の成果があがったり、売上げが良くなったりするのですか？

**【A】**

ISOシステムの認証取得は経営システムが国際規格に沿って構築されていることの証明であって、成果が上がることの保障ではないということであります。

また、品質保証ではないということでもあり、たとえば、自動車運転免許証を持っていることと、無事故・無違反の優良ドライバーであることとは必ずしも一致しないということでもあります。具体的には、ISOシステムを導入したハンバーガーショップが必ずしも美味しいというわけではなく、どの店に行ってもほぼ同一のサービス、味が保証され、食中毒や異物混入などの発生率が低いであろうということであるのです。

もう1つの大きな誤解は、規格に対する過大解釈であり、特に文書化に対する誤解が大きいと思われれます。

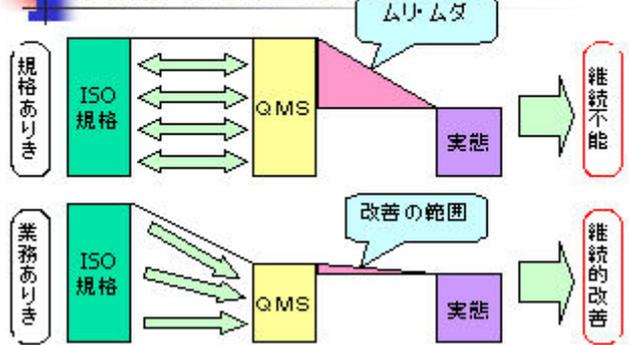
確かに、文書化、記録の作成には多大な労力を必要とします。はじめから完璧なシステムの構築など無理なのであり、そのシステムを自施設にあうように改善してこそ、本物のシステムになるはずで。

システムが重過ぎると運用しにくく、継続がむずかしくなります。そのため、まず、規格が要求する最低限の軽いシステムから考えるのが通常であり、「規格ありき」ではなく、「業務ありき」で考えるのが良いでしょう。

## ISOへの誤った期待



## 実態とシステム



**【Q】**

私の施設では、検体検査の大部分を外注しているのですが、外注している検査を除いてマネジメントシステムを構築すればよいのですか？

**【A】**

外部委託されているプロセスも検査部門品質マネジメントシステムの一部であり、除外してシステムを構築することはできません。外部委託した業務を管理していることをどのように保証するのかを明確にする必要があります。

管理の方法には、以下のようなことが考えられます。

- 検査実施計画の指示
  - 外部委託先のプロセスの仕様や妥当性の確認
  - 外部委託先の品質マネジメントシステムに関する要求事項の確認
  - 現場の監査
- これらの外部委託されたプロセスの管理方法について、品質マニュアルの中で明確にしなければなりません。

ふむふむ… なるほど！

**【Q】**

国際規格では、「文書化」が必須となっていますが、何を文書化すればよいのですか？

**【A】**

何を文書化するかは、必須の事項以外はその組織が決めるのです。数ページのマニュアルであっても、組織全体、全職員に浸透させるにはなかなか困難であり、そこに大量のマニュアルを作成しては、結果として形骸化するだけなのです。

まずは ISO9001 や ISO15189 が文書化を指定するものから作成し、次に挙げる<P-D-C-Aに対応した文書体系例>を参考に組織が必要とする手順を文書化することになります。

### <P-D-C-A に対応した文書体系例>

**P (Plan)**

- 〔規定〕
- 品質システム見直し規定
- 文書管理規定
- 記録管理規定
- 責任と権限規定
- 教育訓練・人材能力開発規定
- 外部委託運用規定

施設・作業環境管理規定  
 安全衛生教育規定  
 緊急時の対応規定  
 安全衛生教育規定  
 化学薬品管理規定  
 毒物・劇物管理規定  
 特定化学物質等管理規定  
 有機溶剤等管理規定  
 健康管理規定  
 安全設備及び防具の使用規定  
 着衣使用区分に関する規定  
 労働災害防止規定  
 感染防止規定  
 防災管理規定  
 異常事態対応規定  
 電気設備管理規定  
 パスワード運用規定  
 廃棄物管理規定  
 安全衛生関連掲示物に関する規定  
 コンピュータ運用規定  
 コンピュータ室環境管理規定

〔記録〕  
 空調設備の管理記録  
 ガス設備の管理記録  
 試薬の管理記録  
 水の品質管理記録  
 機器の管理記録  
 検査器具の洗浄記録  
 タイマー検定記録  
 温度計検定記録  
 ピペット検定記録  
 システムバックアップ記録

**D (Do)**

〔規定〕

検体管理規定  
 検体受領規定  
 検体搬送規定  
 検体の受付及び仕分け規定  
 血清分離規定  
 治験及び長期保存検体の保管規定  
 検査の外部委託規定  
 測定作業標準書作成管理規定  
 検査マニュアル運用規定

〔記録〕  
 測定作業日誌  
 検体の受付及び仕分け記録  
 検査の引継ぎ及びSOP教育記録  
 緊急異常値報告 (CRITICAL VALUE)  
 報告済み検査データの変更記録

**C (Check)**

〔規定〕

内部監査規定  
 品質保証規定

〔記録〕

外部精度管理記録  
 内部ブラインドチェック記録  
 技能チェック記録

**A (Action)**

〔規定〕

是正処置と再発防止規定  
 予防処置規定

〔記録〕

インシデント記録  
 改善提案記

【町田幸雄】



日本医師会

## 平成20年度 医療関係機関等を対象にした 「特別管理産業廃棄物管理責任者」資格取得講習会

従来から、医師、看護師、臨床検査技師等の医療関係の資格取得者は、廃棄物処理法で、「感染性廃棄物を生ずる事業場の特別管理産業廃棄物管理責任者」の資格要件を有するようになっておりました。ところが、実際には、廃棄物処理法を学ぶ機会がないために、各地で事件に巻き込まれております。この機会に、本講習会を受講いただき、感染性廃棄物以外のすべて特別管理産業廃棄物を扱える資格を取得いただければと思います。

- ◆ 不法投棄などにも巻き込まれないように院長のサポートのためにも、この機会にぜひ受講をお願いいたします。
- ◆ 「特別管理産業廃棄物管理責任者」は、必ず医療機関に1人置かなければなりません。
- ◆ 感染性廃棄物に関する知識習得の機会をつくりました。廃棄物処理法は複雑で難解なため、自分のところはまさかと思って各地で委託処理違反、マニフェスト違反などが起きています。(一昨年、去る都道府府で350医療機関が不適正処理で摘発されるなど、各地で起きており、平成18年で不法投棄もまだ554件、不法投棄量は13.1万トンあります。)
- ◆ 今回事件となっている針の使い回しが、いかに危険なことなどを感染の基礎で学びます。

## ◆ 講習内容等(講習期間1日:午前9時～午後5時)

- ・感染に関する基礎知識・感染性廃棄物等関係法規・感染性廃棄物等処理計画と管理・修了試験
- ◆ 受講料: 12,000円(税込)(テキスト代を含む。)
- ◆ 修了証講習受講後の修了試験に合格すると、日本医師会長・日本産業廃棄物処理振興センター理事長連名の修了証授与。この修了証が、廃棄物処理法第12の2・施行規則第8条の17に規定される特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件となる。

## ◆ 開催会場

- ・北海道: 9月8日(月): 札幌市・北海道経済センター
- ・岩手: 10月29日(水): 盛岡市・いわて県民情報交流センター
- ・埼玉: 平成21年1月29日(木): さいたま市・さいたま共済会館
- ・東京: 9月25日(木): 新宿・ヘルサル西新宿
- ・新潟: 11月5日(水): 新潟市・新潟グランドホテル
- ・愛知: 12月16日(火): 名古屋市・名古屋国際会議場
- ・大阪: 平成21年1月19日(月): 大阪市・大阪府農林会館
- ・岡山: 12月10日(水): 岡山市・岡山商工会議所
- ・愛媛: 平成21年2月18日(水): 松山市・JA愛媛(リジュール松山)
- ・福岡: 平成21年3月4日(水): 福岡市・福岡県中小企業振興センター

## ※ 問合せ先:

日本医師会地域医療第一課講習会係03-3946-2121内3304  
 日本産業廃棄物処理振興センター教育研修部03-3668-7311

## ※ 申し込み手順他、詳細は、

日本医師会ホームページを参照して下さい。

<http://www.med.or.jp/doctor/haiki/kosyu.html>

### 医療の質・安全学会 第3回学術集会演題募集と参加登録のご案内

医療の質・安全学会では、第3回学術集会の演題を募集しています。  
年々、臨床検査技師の参加も増えております。日臨技でも第1回開催より後援をして  
おり、会員の演題登録をはじめ学術集会への参加を希望します。  
演題登録はインターネットによるオンライン登録となります。

#### ◆ 演題募集要項 ◆

医療の質・安全の向上につながる、さまざまな視座・視点からの研究と活動のご発表を  
期待しています。

#### (1) 演題申込みおよび抄録提出方法

学術集会ホームページ(<http://qsh.jp/2008/>)の演題登録画面から、案内にしたがっ  
て演題申込みと抄録の登録を行ってください。  
オンラインによる登録に不都合のある方は右記第3回学術集会運営担当電子メール宛  
([qsh3@procomu.jp](mailto:qsh3@procomu.jp))ご連絡下さい。

#### (2) 応募資格

演題発表者は医療の質・安全学会の会員であることが必要です(共同演者については  
この限りではありません。まだ入会されていない方は入会手続きをお願いいたします。  
学会ホームページ(<http://qsh.jp/nyuukai.htm>)の「入会のご案内」ページからお申込み  
下さい。

#### (3) 演題登録受付期間(予定)

平成20年5月20日(火)より7月24日(木)午前。  
※なお、事前参加登録受付期間は、5月20日(火)より10月15日(水)までの予定です。

#### (4) 登録事項と登録にあたっての注意事項

ご登録いただく事項

◇ 演題種別と発表形式区分: 次の中から1つを記載

- 1 研究発表(口演、示説): 注)目的、方法、結果、考察・結論等として構造化して簡潔にご記入ください。
- 2 実践報告(示説): 注)効果的な実践報告
- 3 ベストライバル(示説): 注)新しい工夫がなされて医療安全のために作られたもの。
- 4 ベストプラクティス報告(ポスターのみ展示、ポスターと作品の展示)

\*\*\*\*\*

#### プログラム日程(予定)

詳細は随時本学会のホームページにてお知らせいたします。

◇ 11月22日(土) 会長講演:「医療安全・知の結集と実践の革新をめざして」

(嶋森好子・慶應義塾大学看護医療学部教授)

特別講演:「医療安全文化醸成のヒントを探る“チンパンジーの親子と文化”

(松沢哲郎京都大学霊長類研究所思考言語分野教授)

シンポジウム、ワーケショップ、一般口演、示説、ベストプラクティス報告・ベストライバル・展示、ランチョン・教育セミナー

◇ 11月23日(日) シンポジウム、ワーケショップ、一般口演、示説、ベストプラクティス報告・ベストライバル・展示、ランチョン・教育セミナー、他

◇ 11月24日(月・祝) シンポジウム、ワーケショップ、示説、ランチョン・教育セミナー等

公開フォーラム“いのちをまもるパートナーズ”

1. 医療安全共同行動第1回全国フォーラム(米国“十万人の命を救え”キャンペーンの報告、他)
2. 「新しい医療のかたち」表彰式
3. 医療安全推進週間公開シンポジウム「患者・市民の医療参加とパートナーシップ」※ 厚生労働省共催(予定)
4. 「私たちの活動」展(患者・医療者・地域社会の取組みの紹介)

詳細は大会ホームページをご覧ください。( <http://qsh.jp/2008/> )



医療の質・安全学会第3回学術集会  
会長 嶋森 好子  
(慶應義塾大学看護医療学部教授)

▼ 先日、近江琵琶湖を巡ってきました。日本歴史を勉強する旅でした。中でも、勢田の唐橋はいつ行っても良いですね。その昔、唐橋を制するものは天下を制するとまで言われた近江八景の一つです。更に、気にいったのは・・・近くに近江牛を食べさせる老舗があるのです。

▼ その店先に“河童”を祭った小さい社があります？何故・・・河童なの？店のお婆さんが言うには「近くに河童のお化けがいるの」・・・本当？

▼ そういえば、近くの鞍馬山に、600 万年前に“金星”から人類救済のご本尊「護法魔王尊」が舞い降りたそうです・・・地球の地底都市シャンバラへの入り口もあるそうです。

▼ 河童も関係あるのでしょうか？

▼ では、三蔵法師も近くに住まわれているのでしょうかね～！

▼ じゃ、サルは？キジは？

▼ 若い頃から、京都、滋賀など近畿地方には興味がありましたが、またまた好きになりそうな、夢が膨らむ旅でした。

▼ 今号は、偶然にもテーマが一緒になりました。

▼ 廃棄物処理法、廃棄物管理者責任者研修会、医療の質・安全学会・・・日臨技の研修会も楽しみですね。

▼ 今号の注目は「臨床検査科の標榜」です。皆さんの施設では、どうされていますか？

### 編集室

